

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例（案）		
意見等募集期間	令和5年10月2日（月）から令和5年11月1日（水）まで		
意見等提出者数及び整理番号	4名 （NO.1-1～NO.4-1）		
意見等提出件数	32件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	P.1 第2条	近隣関係者の定義について、「事業地域の境界から50メートル以内の地域土地又は建築物を所有する者及び太陽光発電施設設置事業により土地建物が受けるのと同様の影響を受けると町長が認めるものをいう」に変えていただきたい。	事業区域と隣接している土地・建物については事業を実施する際の柵の設置等で不利益を伴う可能性がある為、同意が必要といたしました。 50メートルの定義や、設置に伴い受ける影響といった点が曖昧でございますので、原案通りとさせていただきます。

1-2	P.1 第 2 条	<p>周辺関係者の定義について、「事業区域の周辺に居住する住民及びその地域に事業区域の一部又は全部を有する区、自治会等（その区域と事業区域が隣接するものを含む）をいう」に変えていただきたい。</p>	<p>条例案に規定されている周辺関係者の定義内に地域住民というものがあります。</p> <p>地域住民という言葉は、条例案第 2 条第 5 号にて「事業区域を含む行政区域内に居住する住民をいう。」と定義されております。</p> <p>区や自治会という組織は指してはいませんが、区や自治会を組織する住民は周辺関係者に含むこととなります。</p> <p>また、周辺関係者に対しては、条例案 8 条第 1 項にて「事業者は、施設の設置に関する事業計画に伴い、当該事業区域の周辺関係者に対してあらかじめ説明会を開催する等当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。」と規定されております。</p> <p>区や自治会を構成する住民に対して説明・周知を行う事は、区や自治会に説明・周知をおこなうことと同義であると考えますので、原案通りとさせていただきます。</p>
1-3	条文追加	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、地域住民等から、要望、苦情、懸念等があった場合は、地域住民等説明会を開催する等、丁寧かつ誠意をもった対応するように配慮しなければならない。（原文まま）</p> <p>以上を追加いただきたい。</p>	<p>条例案第 8 条 2 項で、周辺関係者への説明をおこない、地域住民の理解と近隣関係者の同意が得られるよう努めなければならない旨を規定しておりますので、このタイミングで、要望や懸念は解決できると考えております。</p> <p>苦情につきましても、第 4 条にて事業者の責務として、周辺関係者との良好な関係を保つよう努めることを規定しております。誠意をもって、苦情の問題解決にあたることに通ずるかと考えます。</p> <p>以上の事から原案通りとさせていただきます。</p>

1-4	P.2 第4条第2項	<p>第4条 2 一部変更</p> <p>施設撤去するために必要な経費の確保を講じる→(変更部分)撤去廃棄に係る費用を積み立てなければならない。</p> <p>(原文まま)</p>	<p>施設の撤去を行う為に必要な経費の確保に関しましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下再エネ特措法という。)第15条第6項で定められており、解体費用は源泉徴収的に積立が行われております。また、再エネ特措法を利用せずに事業を実施する場合についても、条例案第4条第2項にて、事業を終了する場合は速やかに施設を撤去しなければならない旨を規定しておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>
1-5	条文追加	<p>「業者は太陽光発電施設が不要となった場合は、速やかに、廃棄及び資源再利用を適正に行い事業区域の原状回復をしなければならない。」</p> <p>以上の条文を追加していただきたい。</p>	<p>条例案第4条第2項で同様の内容を規定しておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>
1-6	条文追加	<p>「町長は、事前協議申し出の提出を受けた場合は、事業者に対し、事前協議結果を通知するものとする」以上の条文を第4条に追加していただきたい。</p>	<p>条例案に不足していると判断した為、頂いた案を参考に条例として適正な文書形式に変更し、条例もしくは規則に加えさせていただきます。</p>
1-7	P.2 第8条第2項	<p>条例案第8条第2項第2号の規定「近隣関係者の同意が得られるよう努めなければならない。」を「近隣関係者の同意を得なければならない。」に変更頂きたい。</p>	<p>近隣関係者の同意でございますが、相続の問題等の土地所有者側の都合でどうしても同意が取れない場合が想定されます。そのような事態が発生した際に、変更要望を頂いた条文にしていた場合、事業がいつまでも開始できず、事業者が損害を受ける可能性があります。</p> <p>土地所有者側の問題で、事業が進まなくなる等のケースの発生を考慮し、条例案の規定となっておりますので、原案通りとさせ</p>

			ていただきます。
1-8	P.3 第 11 条	条例案第 11 条第 2 項抜粋「職員に事業区域に立ち入らせて必要な確認をさせることができる。」を「職員は事業区域に立ち入り必要な現地確認をしなければならない。」に変更頂きたい。	問題が起こっているもしくは、問題が発生しそうな案件についてのみ立ち入りを行う事を想定した条文ですので、原案通りとさせていただきます。
1-9	条文追加	「事業者の地位を継承したものは規則に定めるところによりその旨を町長に届け出なければならない。」 上記条文を追加していただきたい。	条例案に不足していると判断した為、頂いた案を参考に条例として適正な文書形式に変更し、条例もしくは規則に加えさせていただきます。
1-10	条文追加	「事業者は太陽光発電設備事業の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。」 上記条文を追加していただきたい。	条例案に不足していると判断した為、頂いた案を参考に条例として適正な文書形式に変更し、条例もしくは規則に加えさせていただきます。
1-11	条文追加	「事業者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団等と関係を有するもの、又は暴力団等がその事業を支配するものに該当するときは、設置事業又は発電事業を行う事ができない。」 上記条文を追加していただきたい。	条例案に不足していると判断した為、頂いた案を参考に条例として適正な文書形式に変更し、条例もしくは規則に加えさせていただきます。
1-12	条文追加	「町長はこの条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又町職員に事業区域に立ち入らせ、太陽	条例案第 11 条第 2 項の規定の中で、類似した内容を規定しておりますので、条文の追加はせず、条例案第 11 条第 2 項の規定につきましても、原案通りとさせていただきます。

		<p>光発電施設事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。」</p> <p>上記条文を追加していただきたい。</p>	
1-13	P.4 第 15 条	<p>条例案第 15 条より抜粋「当該勧告の内容を公表することができる。」を「勧告の内容を公表し、各機関に通知することができる。」に変更頂きたい。</p>	<p>各機関とは、資源エネルギー庁や県を想定していると考えますが、資源エネルギー庁に関しましては、協力依頼を頂いており、違反の案件については情報提供を行う事ができます。</p> <p>また、県につきましても定期的に調査の中で報告しておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>
1-14	P.4 附則第 3 項	<p>条例案附則第 3 項より抜粋「施行日以後に事業計画の変更又は廃止が行われるまでの間は、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定は適用しない。」を「第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定は適用しないが、太陽光発電設備事業に関連する事故、地域住民等からの当該事業に関する苦情等があった場合は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民の理解を得られるよう、この徐冷に定める事業者の責務で手続きを例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。</p> <p>尚、事業者は太陽光発電施設が不要となった場合は、速やかに、廃棄及び資源再利用適正に行い事業区域の現状回復をしなければならない。</p> <p>は条例制定前に太陽光発電事業がおこなわれている施設にも適用することとする。」</p>	<p>条例の遡及適用につきましては、本条例の施行前に事業を実施している事業者に対して不利益を被らせてしまう可能性がある為、原案通りとさせていただきます。</p>

		に変更頂きたい。	
2-1	条例案全体	<p>このような条例を定めることにより、太陽光発電施設の開発規制をすることは賛成です。</p> <p>とねりに象徴される利根町が誇る田園景観、お米、桜、カンナ、オオヨシキリ、生息する自然動物、川等々は、太陽光発電施設設置により破壊すると二度と戻すことはできないと思います。以上の方より厳しい具体的な条例を制定することを望みます。</p>	<p>条例案の第 1 条の目的に規定されておりますとおり、本条例は開発規制をすることを目的とした条例ではありません。</p> <p>また、田園風景や森林等に関する具体的な規定は各種法令で規定されております。各法令で事業を実施して問題が無いということであればそれを規制することはできませんので、太陽光発電事業に対して厳しい条例を制定する事はいたしかねます。その点ご理解の程お願いいたします。</p>
2-2	条例案全体	<p>各地で大問題となっているメガソーラー設置に関する具体的な規制を作るべきだと思います。例：〇〇kw 以上のメガソーラー設置禁止など。</p>	<p>条例案第 1 条の目的に規定されておりますとおり、太陽光発電設備の適正設置及び管理を目的とした条例であることをご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2-3	条例案全体	<p>一般家庭で必要となる発電量は 5 k w 程度との認識であり、現在案の 10kw の基準の考え方を教えてください。隣接する住居の屋根上以外の庭設置などによる反射光・騒音などの影響を懸念しています。</p>	<p>10kw の基準の考え方についてでございますが、発電した電力の調達価格と調達期間の基準を基に考えます。</p> <p>区分は 5 区分に分かれまして、10kw 未満、10kw 以上 50kw 未満（屋根設置）、50kw 以上（屋根設置）、10kw 以上 50kw 未満（地上設置）50kw 以上（地上設置）となります。</p> <p>この区分の中で一番小さな 10kw 未満を当町では、一般住宅の定義としてみております他、当町で実施している一般住宅向けの太陽光補助金の上限出力も 10kw となっておりますので、家庭と事業用を分ける基準といたしました。</p> <p>また、補助金の実績をみる限り、5kw 以上のものも一般住宅用として存在している事実もあります。ご心配頂いている反射光</p>

			や騒音の影響に関しましては、条例案第 12 条の適正管理の観点から事業者に適正な管理を義務付けております。
2-4	P.2 第 6 条	自粛ではなく、明らかに無謀な土地開発による災害（例：もえぎ野台，早尾台，羽根野台などの丘陵地など）／景観破壊／住環境悪化／反射光・騒音による被害，自然動物生息地域は禁止など，事前に判断できる場所については，禁止地域として制定する必要があると思います。	条例案第 1 条の目的に規定されておりますとおり，本条例は太陽光の設置規制を目的とした条例ではございません。関係法令上で問題がなければ禁止をする理由はございません。また，施行規則案第 8 条において，ご指摘頂いている内容に対しての対策を講じること義務付けておりますので，禁止地域は制定せず，原案通りとさせていただきます。
2-5	P.2 第 7 条及び第 9 条	事業計画が利根町のルール／基準をクリアするものなのかを明確にするためにも，それらをまとめたチェックシート等を事前に提出させるなどし，グレイ部分を最小限にする必要があると思います。その具体案はありますか。	施行規則案第 4 条の提出書類の中で，特に，様式 2 号の配慮すべき事項の内容確認書及び，様式第 3 号太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続報告書が頂いておりますチェックシートの代わりになるものと考えております。
2-6	P.2 第 7 条及び第 9 条	事業計画には工事に関する内容が含まれていますか？具体的には工事期間に加え，工事開始時刻や終了時刻，トラックルートなどを決めるようにしてください。以前に夜遅くの工事で騒音に悩まされた事案があります。	施行規則案第 4 条の提出書類の配慮すべき事項の内容確認書（様式第 2 号）において，工事期間，工事開始時刻，終了時刻については記載していただく事となっております。トラックルートに関しましては，事業の規模や，性質による場所が多くありますので，必要に応じて，その他町長が認める書類として提出を頂くよう考えております。
2-7	P.2 第 7 条及び第 9 条	悪徳業者排除のためのチェック・審査はどのようにされるか具体的に示してください。	条例案第 1 条の目的に規定されておりますとおり，本条例は悪徳業者の排除を目的とした条例ではございません。提出頂きました書類に関しましては，関係各課とともにチェックを行います。条例の施行上必要であれば，条例案第 14 条において指導又は勧告をおこない，その上で，条例案第 15 条において規定している

			公表を行うこととなっております。 上記のような指導を行いながら、条例案第 1 条に規定されている目的の達成を目指します。
2-8	条文追加	何人もの土地所有者から土地を借り上げて1つの業者に高額で貸し付けるような仲介の禁止を条例に追加すべきと思います。 仲介役に利権が集中して想定外が起こるリスクがあると思います。	土地を貸すことや仲介などについて、本条例以外の法令で禁止されている以外のことについては、土地所有者や仲介業者に不利益を与える可能性があることから、禁止すべきではないと考えております。
2-9	P.2 第 8 条	説明会などは必須条件にしないと第 8 条第 3 項及び第 4 項に繋がらないのではと思いますので、条文の変更検討をお願いいたします。	第 8 条第 1 項の解釈といたしましては、周辺関係者に対してあらかじめ説明会をおこなうことなど、事業の計画に関する周知に必要な措置を講じることを義務付けております。 必要な措置とは、例に挙げております、説明会の他文書による説明、直接訪問による説明等も想定されます。 その為、説明会は基本的には実施し、更に周辺関係者に理解を深めていただけるよう、必要に応じて文書による説明や、直接訪問等の手段をとって頂く可能性もあることから、このような条文となっておりますので、原案通りとさせていただきます。
2-10	P.2 第 8 条	地域住民の理解を得られたことはどのような形で証明するか具体的に明示する方法案はありますか？	地域住民の理解を得られたことを証明するために全員から同意書などは現実的ではございません。 説明会を実施した際には説明会の出席者名簿を添付頂きますので、そちらと説明会の実績報告書を基に判断いたします。 ただし、近隣関係者に関しては同意を得ることとなっておりますので、書面での提出を依頼いたします。
2-11	条例全体	事業者と地域住民間で紛争が発生した場合は、町が介入して判断していただけるようにその	紛争に町が介入することと事業計画の承認プロセスの構築については別問題となりますので、分けて説明させていただきます。

		<p>旨を明文化する等事業計画の承認プロセスの構築をお願いいたします。</p>	<p>まずは、事業者と地域住民間紛争が生じた場合の話でございますが、町はその紛争に基本的には介在いたしません。</p> <p>本条例や関係法令に違反している場合は、町もしくは県・国の各法令の担当課が各法令に準じた指導を致します。</p> <p>次に事業計画の承認プロセスについてでございますが、本条例は事業計画の承認をおこなう性質のものではございません。</p> <p>協議終了までのプロセスは運用上の手引き等でお示ししようと検討しているところでございます。</p>
2-12	P.3 第 14 条	<p>雑草除去などの環境維持や泥棒対策などが不十分な場合は、町から指導を実施していただき速やかな対応が必要と思います。これらの状況を追記してほしいと思います</p> <p>第 14 条 5 項がこれに該当しますか？</p>	<p>条例第 12 条第 1 項に規定する施設の適正な設置及び管理の具体的な内容が、施行規則第 8 条に規定されております。</p> <p>そちらに該当する事が不適切な状態であれば第 14 条第 5 項に該当すると考えます。</p> <p>例に挙げていただきました、雑草除去に関しましては、近隣の迷惑になる可能性があることから、施行規則第 8 条に規定しておりますが、泥棒対策に関しましては、個々の事業者のリスク管理の問題でございますので、規定する必要は無いと考えております。</p>
2-13	条例全体	<p>ソーラーパネルの寿命は 30 年程度と言われておりますので、将来を鑑み、設置後に発生する利根町のあらたな事業計画において、設備の移設・撤去が必要となる場合には町の計画が優先されることを契約に盛り込むことを必須にすることも必要だと思っております。</p> <p>現在の条項にはありませんので検討をお願いいたします。</p>	<p>利根町が新たな事業計画を策定し、設備の移設や撤去が必要となった場合に、移設や撤去をおこなうかは個人の自由となっておりますので、そちらを協議の内容に盛り込むことはいたしません。</p> <p>契約に関しましても、協議をおこなっておりますので、改めて締結する必要性は無いと考えております。</p>

2-14	条例全体	<p>子供などが施設内へ入りけがをするなどの安全上のリスクの観点から、立ち入りができないような柵設置や、看板設置の義務化を制定する事が必要と思いますが、具体的な案はどのようになっていますか？また、既に工事開始している案件についてもこれは適用すべきと考えておりますが、どのように考えていますか？</p>	<p>柵の設置や看板の設置は再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項及び経済産業省の事業計画策定ガイドラインにより義務化されておりますので、本条例内では特段規定する必要は無いと考えております。</p>
2-15	条例全体	<p>他の自治体で発生している太陽光発電施設における様々なトラブル事例に関して今回の条例が具体的に効果的であることは検証されていますか。脱メガソーラー自治体や、近所トラブル事例などが話題になっていますので是非そのような観点で検証をお願いいたします。</p>	<p>条例案第 1 条の目的に規定されておりますとおり、本条例は太陽光の設置規制を目的とした条例ではございませんので、脱メガソーラーについては検討しておりません。</p> <p>また、他市町村における問題に関しましては、市町村により条例の内容が異なりますので、一概には効果的かの検証は行えないことが現状です。</p> <p>しかし、町内で現在問題となっている案件などを考慮いたしますと、トラブルの発生を抑止できると考えております。</p>
2-16	条例全体	<p>利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に対する、役場各担当部署の意見を公開してください。</p> <p>例えば、農業政策課（例：遊休土地の有効活用）、生活環境課（例：想定される環境問題と対策）、観光協会事務局（例：利根町 PR に与える影響と対策）等々、関連する事案だと思えます。</p>	<p>条例案を作成する際に抑制地域の観点で関連がある部署には意見を伺い策定をしておりますが、意見の公開は、パブリックコメントの趣旨とは異なるため、この場での回答は控えさせていただきます。</p>
3-1	条例全体	<p>いつもお世話になっております。意見させていただきます。利根町旧地区においては、もうすでに太陽光発電パネルが設置されています。</p>	<p>貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。</p> <p>利根町内におきましても、太陽光発電システムの設置は多く行われている現状があります。</p>

		<p>主要道路沿いや農地がほとんどですが、さらに設置されることを予想します。私は設置に関して反対します。理由は、太陽光発電が非効率ということと、廃棄方法が確立されていないこと、土壌汚染につながることで、作った電気が全て利根町の為に使われていないからです。特に空き地所有者に対してパネル設置の為に詐欺行為をしている業者が利根町でも横行している話をよく聞くしニュースも見ます。中でも熊本なんか散々なものです。条例は廃止。設置は反対です。</p>	<p>頂きましたご意見にございます、非効率ということは何と比較して非効率なのか判断いたしかねますが、廃棄に関しましては、10kw以上の全ての再エネ特措法認定案件について、源泉徴収的に廃棄費用の積み立てをおこなうようになりました。土壌汚染というのは、一部パネルに含まれる有害物質の事を指すかとおもいますが、そちらも積み立てた費用を使用しての処理となります。</p> <p>また、事業を実施する上で発電された電気に関しましては、事業を実施している方の電気となりますので、町の為に使われないというのは当然の事かと存じます。</p> <p>詐欺行為をおこなっている業者につきましては、土地所有者と業者の問題ですので、町としては介入いたしかねます。</p> <p>条例案はあくまで、条例案第1条の目的を達成するためにあるものですので、その点をご理解いただきますようお願いいたします。</p>
4-1	条例全体	<p>太陽光パネルの自然環境破壊について日頃から危惧していたので、今回の意見公募の実施がされたのはとても良いことだと思います。</p> <p>あちこちでソーラーパネルの乱立に心痛めていましたが、茨城県は太陽光発電導入量が全国1位と知り危機感が高まりました。</p> <p>10年近く前にこの地へ転居してきた時は里山風景が多く見られることに心癒されました。素晴らしい環境をずっと守り後世に繋げたいと強く思いましたが、小さな山や林がなくなり</p>	<p>貴重なご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>要望といたしましては、太陽光発電の新規事業を原則禁止としてほしいということかと思えます。しかし、小さな森や林も誰かの所有物です。</p> <p>自然環境が悪化しているのを感じることはあるかと思えますが、土地を法律内でどのように利用するかは土地所有者の自由で、本条例は町がその用途を規制するものではございません。</p> <p>確かにソーラーパネルにより災害が発生した事案もあることは事実です。それらを加味し、設置抑制区域を作りました。</p> <p>自然環境の保全をおこなう、つまるところ雑種地として草木を</p>

	<p>だんだん自然環境が悪化しているのを感じています。</p> <p>ニュースでも大々的に報道されていた熱海市の災害も、山を崩しソーラーパネルを設置したのが原因のようです。今問題になっている全国の熊出沒も、ソーラーパネルの設置で山が破壊され生息地がなくなっていることが大きな影響を与えていると思います。</p> <p>ソーラーパネルは悪影響の方が大きいと思うので厳しい規制の作成を望みます。</p> <p>町内には丘陵地の住宅地(羽根野台、早尾台、もえぎ野台)があり素晴らしい環境だと思います。擁壁もなく自然の状態に保たれている斜面やその周辺には小動物も見られ、このまま是非とも保全したいと思います。</p> <p>しかし時勢的に危惧を感じています。2, 3年前に斜面の土地に新築したご近所の方は草や木を根こそぎ撤去してしまい、豪雨時は不安を感じます。除草などの管理も高齢者が増えると困難も予想されます。もえぎ野台の高台の住宅の斜面にはソーラーパネルが設置されています。</p> <p>悪影響の実証はたくさんあるし既存の太陽光発電設備は県内では充分あると思います。</p> <p>利根町の素晴らしい環境を守りたいので住宅</p>	<p>はやしておくか、太陽光発電を実施するか、家を建てるのかという事は町では無く個人が決定するところです。</p> <p>町といたしましては、自分・自社の土地に関係法令(本条例案も含む)を遵守し自分・自社で太陽光発電設備を設置する事は問題が無いと考えておりますので、原則禁止の意向はございませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--	---

		地も含め新規のソーラーパネル設置は原則禁止を望みます。	
--	--	-----------------------------	--